

高根沢町議会基本条例（案）の制定の概要について

1 制定理由

当議会は、会議規則・議会運営マニュアル・申し合わせ事項において、議会及び議員のルール化がされております。

しかし、今後も、議会改革や活性化などを図りながら、全議員が同じ意識のもと、より一層議会としての責務を果たすべく努力することが住民の負託に応える結果と考え、議会に関する最上位のルールとなる「議会基本条例」を制定しようとするものです。

(※上記の理由で、制定について、議長から議会活性化特別委員会に諮問されました。)

2 条例（案）の概要

- ・協働によるまちづくりを実現するため、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めます。
- ・議会、議長及び議員は、開かれた議会や資質向上を目指します。
- ・議会の議決が必要な事件に、町の最上位計画である「地域経営計画」を加えます。
- ・委員会や全員協議会、会派の活動を通して、政策立案や政策提言を活発に行います。
- ・町民が議会や町政への関心を高めるため、町民への情報の提供や、町民との意見交換を積極的に行います。
- ・災害発生時の対応について定め、町と町民との連携役となります。
- ・議員定数と議員報酬の考え方について定めます。
- ・一般選挙前にこの条例の検証を行い、条例の理念浸透と議会改革の推進を図ります。

3 施行日

公布の日から